

農業法人の皆さまへ

チャレンジ雇用支援事業募集要領

公益財団法人栃木県農業振興公社

栃木県農業振興公社は、令和7年度から農業後継者育成基金を活用して 45 歳未満の雇用就農希望者を新たに求人し、短期間（1か月以上3か月未満）のチャレンジ雇用する農業法人に対して資金を助成する「チャレンジ雇用支援事業」を実施します。

本事業は、新規雇用就農促進事業実施要領（令和7年4月1日付け栃農公第177号）に規定するほか、本募集要領により事業を希望する農業法人を募集いたします。

事業に応募する農業法人は、チャレンジ雇用支援事業農業法人登録を申請してください。ご登録いただいた情報は、栃木県農業振興公社ホームページ等で公表し、チャレンジ雇用就農希望者と農業法人においてマッチング（チャレンジ雇用契約）が成立した場合は、所定の手続きを経て助成金を支援します。

なお、マッチングは当事者間で行い、県公社は仲介しませんので御承知ください。また、予算の範囲内における支援となりますのでご留意願います。

I 助成内容

1 助成額

チャレンジ雇用就農者1人当たり70,000円以内(助成単価1時間当たり250円、助成上限280時間以内)

※ 雇用実績に応じて上記の助成額の範囲内で助成金をお支払いします。

2 採択数の上限

1経営体当たりの新規採択人数は年間3人までとなります。なお、申請数が多数の場合は、採択数を調整する場合があります。

II 募集方法

1 募集期間

予算の範囲内において、随時募集を受け付けます。

2 申請先・問合せ先

必要書類をメール又は郵送で次の申請先に送付してください。また、ご不明な点は平日 9:00～17:00 にお問合せください。

公益財団法人栃木県農業振興公社農政推進部就農育成担当
〒320-0047 宇都宮市一の沢 2 丁目 2 番 13 号
TEL : 028-648-9515
E-mail : info@tochigi-agri.or.jp

3 申請手続き

申請手続きは、次のとおりです。事業計画が承認されてから、チャレンジ雇用が開始となります。計画承認前に既に雇用されている方は事業対象外となりますのでご留意願います。

(1) 農業法人の登録

チャレンジ雇用就農を希望する農業法人は、農業法人の概要（名称、所在地、連絡先、経営内容、従業員数及び就業規則の有無等）を登録してください。

(2) 農業法人の公表

登録していただいた農業法人情報を栃木県農業振興公社ホームページ等で公表します。掲載内容は農業法人に事前に確認していただいてから公表させていただきます。

(3) チャレンジ雇用契約の締結

チャレンジ雇用就農希望者から農業法人に直接申込があります。チャレンジ雇用就農者の要件を満たしているかどうか確認し、1 か月以上 3 か月未満のチャレンジ雇用契約を締結してください。なお、必ずしもチャレンジ雇用就農希望者の求人が約束されるものではありません。チャレンジ雇用契約に結び付かない場合は、(4) 事業計画の申請はできません。

(4) 事業計画の申請

チャレンジ雇用契約が成立した農業法人は、チャレンジ雇用就農開始の 14 日前までに、チャレンジ雇用就農者の履歴書等を添付して、事業計画の申請をしてください。事業計画の内容を審査し、適正と認めた場合は、予算の範囲内で計画を承認します。

4 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、栃木県農業振興公社ホームページ（以下 URL）又は右の QR コードよりアクセスしてください。

<https://www.tochigi-agri.or.jp/>



（公社 HP）

(1) チャレンジ雇用支援事業農業法人登録申請書（別記様式第 1 号）

(2) チャレンジ雇用支援事業計画（別記様式第3号）

※ 個人情報の取扱いについて、経営者、チャレンジ雇用指導者、チャレンジ雇用就農者の全員が承諾の上、申請されるようお願いいたします。また、チャレンジ雇用契約書、労災保険・雇用保険の加入を証する書類は、現地確認時に確認させていただきます。

【添付書類】 ・チャレンジ雇用就農者の履歴書（参考様式1）

※ 参考様式1に限りませんが、写真を必ず添付してください。

・在留カードの写し（外国人の場合のみ）

Ⅲ 事業の応募要件

チャレンジ雇用支援事業を実施するためには、次の要件の全てを満たす必要があります。

1 農業法人の要件

- (1) 栃木県内に事業所がありおおむね年間を通じて農業を営む事業体であること。
- (2) 短期間（1か月以上3か月未満）のチャレンジ雇用契約を締結すること。
- (3) チャレンジ雇用就農者は、主に農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に従事すること。
- (4) チャレンジ雇用就農者に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保できること。
- (5) チャレンジ事業終了後、正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結する強い意欲を有すること。
- (6) 1週間の所定労働時間が平均35時間以上であること。
- (7) 以下の全ての項目について、就業規則若しくはこれに準ずるものに規定していること。
 - ア 労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。
 - イ 毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を確保すること。
- (8) 原則として雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させること。
- (9) チャレンジ雇用就農者との間で、原則として（2）で締結した雇用契約以前に正社員として雇用関係がないこと。
- (10) 本事業において実施する調査に事業終了後も協力すること。
- (11) 過去3か年度以内に本事業を実施した農業法人は、当該事業のチャレンジ雇用就農者の数が2人以上の場合、当該チャレンジ雇用就農者の数の1／2以上が正社員として期間の定めのない雇用契約を締結していること。ただし、チャレンジ雇用就農者の死亡、天災その他やむを得ない事情であると公益財団法人栃木県農業振興公社理事長が認めた場合は、過去に受け入れたチャレンジ雇用就農者から除くことができるものとする。

2 チャレンジ雇用就農者の要件

- (1) 本事業の支援終了後、正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する強い意欲を有する栃木県内在住の原則 45 歳未満の者であること。
- (2) 農業法人に新たにチャレンジ雇用契約を締結して採用された者であること。
- (3) 主に農畜産物の生産（当該農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事すること。
- (4) 本事業において実施する調査に事業終了後も協力すること。
- (5) 当該農業法人の代表者の親族（3 親等以内）でないこと。
- (6) チャレンジ雇用就農者が外国人の場合には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」の在留資格を有する者であること。
- (7) 過去に本事業の対象となっていないこと。ただし、過去に当該事業の対象となった場合でも、支援終了後、正社員として期間の定めのない雇用契約を締結しない理由がチャレンジ雇用就農者の責めに帰すべき理由でない場合又はチャレンジ雇用就農者の都合による離職でない場合は、この限りではない。

IV 農業法人登録の通知

申請内容を確認の上、農業法人登録が完了しましたら、応募者に通知いたします。

V 注意事項

- (1) 本事業は新規雇用就農者の確保・定着を目的としていますので、短期間のチャレンジ雇用就農終了後、正規の従業員として雇用を継続できるように十分な指導体制をお願いします。
- (2) 事業の実施にあたっては、現地確認や農業法人及び雇用就農者に対する聴取により雇用状況を把握させていただきます。
- (3) 栃木県農業振興公社は雇用就農者のフォローアップ等のための情報を集約し、必要に応じて県・市町等の関係機関と情報共有し、雇用就農者が定着するように支援します。
- (4) 次に該当する場合は、助成金の一部若しくは全部を返還してもらいます。
 - ア 新規雇用就農促進事業実施要領（令和 7 年 4 月 1 日付け栃農公第 1 7 7 号）及び助成金の交付要件に違反した場合
 - イ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められた場合